

## 第228回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議題	<p><b>1 会議録の承認</b></p> <p><b>2 審議事項</b></p> <p>案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務（再評価）】</p> <p>案件2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民年金に関する事務（再評価）】</p> <p>案件3 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【予防接種の実施に関する事務（再評価）】</p> <p><b>3 報告事項</b></p> <p>(1) 個別報告事項</p> <p>案件1 個人情報に関する研修等の状況について</p> <p>(2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託）(56件)</p> <p>(3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・消除</p> <p>ア 個人情報取扱事務開始届出書 (20件)</p> <p>イ 個人情報取扱事務変更届出書 (2件)</p> <p>ウ 個人情報ファイル簿作成報告書 (3件)</p> <p>エ 個人情報ファイル簿変更報告書 (2件)</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和7年10月15日、10月22日記者発表分）</p> <p>(2) その他</p>
日時	令和7年11月26日（水）午後2時00分から午後3時20分まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 なみき16
出席者	中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、三品委員
欠席者	寺田委員
事務局	青木市民情報室長ほか
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第227回審議会の会議録について、承認する。</li> <li>・審議事項、報告事項及びその他について、了承する。</li> </ul>
議事	<p><b>【開会】</b></p> <p>(事務局) 第228回横浜市個人情報保護審議会を開始します。本日は、委員6名に御出席いただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>(中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。</p> <p>(中村会長) 議事に入る前に、私から一点御報告がございます。前回の審議会で、個人情報保護に関する第三者評価委員会から「令和7年度実地調査報告書」を</p>

受け取り、皆さんも御覧になったと思いますが、本日、先ほど、加島委員長と私とで、報告書を渋谷市民局長に提出してまいりました。加島委員長から、渋谷市民局長に、報告書の内容を御説明いただきました。渋谷局長からは、審議会と第三者評価委員会への感謝や報告書の指摘を個人情報の漏えい事故防止に活かしたいといった趣旨の感想をいただきました。特に、再発防止策の形骸化を防ぐよう対策を取っていきたいとのことは強調されていました。

(加島委員長) 渋谷局長は報告書をよく読んでいただいているという印象を受けました。再発防止策についても御検討いただいて、こちらとしてはありがとうございます。

(中村会長) 報告書の提出は、記者発表され、市役所のホームページにも掲載されることがあります。以上、報告でございます。

## 1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。

第227回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認いたします。

## 2 審議事項

案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務（再評価）】（財政局税務課）

(中村会長) それでは、「2 審議事項」について、最初に案件1の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(各委員) <質問及び意見なし>

(中村会長) 御質問等なければ、附帯意見は特にないということで、案件1を承認するということでおよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認いたします。

案件2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民年金に関する事務（再評価）】（健康福祉局保険年金課）

(中村会長) 次に、案件2の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(大谷委員) 定形的な処理や認証の仕組みは共通のものであり、評価書にきちんと盛り込まれ、十分に記入されていると思いながら読みました。ガバメントクラウドについては実際に使った上で、各自治体からの要望や需要に応じて改善をしていくものと承知しています。横浜市のような大人数の年金事務処理等に対応している自治体の声はとても重要です。国には適宜、意見を寄せてもらうのが、より良いシステム運営に資するかと思います。

(所管課) 承知しました。適宜報告します。

(中村会長) 他に御質問等なければ、附帯意見とまですべき御意見は特にないということで、案件2を承認するということでおろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認いたします。

### 案件3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【予防接種の実施に関する事務（再評価）】（医療局健康安全課）

(中村会長) 次に、案件3の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(大谷委員) ガバメントクラウドそのものについて、適切に表記されていると感じます。案件2と同様、移行についても留意点等を明確にし、国の指針に沿った書き方になっていると理解しています。実際のデータ移行では業務委託等が発生すると思います。特に注意している点はありますか。

(所管課) 今年度から、従前のシステムと同じベンダーと委託契約しており、令和9年3月に標準化システムへの移行を予定しています。今後、そのベンダーが先行で移行している実例等も上がってくると思います。実例における課題をベンダーに確認しながら、本市にも該当するようなものがないかを注意し、無事に移行できるように進めていきたいと考えています。

(大谷委員) 多数の自治体で経験のあるベンダーを利用しているとのことで、特に後発の場合はその経験を踏まえて、よりスマートに移行できるメリットはあると思います。ベンダーとよくコミュニケーションを取って進めてもらうのが良いです。

(後藤委員) 資料内に、「ISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者」とあります。私は政府機関のISMAPに関わっています。自治体におけるISMAPの取組状況はどの程度のものか教えてください。

(所管課) 状況を把握していないため、回答できません。

(後藤委員) 政府機関ではISMAPを使っていて、今後、自治体でどう活用するのか、

工夫しなければならないと動いている面もあります。ガバメントクラウドのベースになる部分に関しては、大体は ISMAP 準拠になります。少しずつ意識され始めたようで嬉しく思いました。また状況を教えてください。

(中村会長) 他に御質問等なければ、附帯意見とまですべき御意見は特にないということで、案件3を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認いたします。

### 3 報告事項（1）

#### 案件1 個人情報に関する研修等の状況について（市民局市民情報課）

(中村会長) それでは、「3 報告事項」について、最初に案件1の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(三品委員) 研修で具体的な漏えい事案やABC等も含めて紹介していることがよく分かりました。漏えい事故が起きると、関係部署の負担や担当者の処分等、どういう不都合が生じるのかといった紹介はしていますか。

(所管課) これまでの月次研修等でそのようなことを紹介したことはないと思います。一度事故が起きてしまうと、その後の処理にどれほどの負担がかかってしまうのかといった視点は入れられていませんでした。今後、月次研修等を作成していく中で参考にしたいと思います。一方で、大勢の方に御迷惑をかけるような事案が発生した場合、研修とは別に通知文を出して注意喚起を行うこともあります。事故により、その後どのような影響が出るのかもその注意喚起で案内しています。

(三品委員) お詫びに行った相手によっては、激しい叱責を受けることもあります。漏えい事故が起きた場合のハレーションも職員が理解すれば、更なる注意喚起になると思いました。

(加島委員) 今回報告を受けたものは、座学が中心です。できれば、三品委員が言ったようなものを題材としたロールプレイングや、事故時の対応のための図上訓練のようなものができると、研修そのものも面白くなります。職員によっては、「ダブルチェックはこのようにしたほうが良い。」とか、多様なアイデアを出してくれます。DV 被害者の情報漏えい等、大事になるような事故を上司にどのようにして報告するか、対応をどうするか、瞬時に決めなければなりません。そのようなワークショップ的なものも取り入れていったら良いと思います。教えるより自ら考える研修にしたらどうでしょうか。

(所管課) 今年度の委託先等の研修を見ると、正にそのような手法が用いられていました。図を示し、その図上でどのようなリスクがあるか、受講者に考えてもらい、各自答えを示してもらっていました。あまり我々にはなかった視点でした。月次研修はクイズを作り、電子申請システムで回答してもらい、集計を取っています。電子申請システムでは、図上は難しいかもしれません、方法を工夫すれば別の形でできることもあるかと思います。今後、どのような方法

があるか検討していきたいです。

(鈴木委員) 現場でこの研修がどのように受け止められているのだろうかと思いました。多くの職員がいる中で、全員に注意してもらうための工夫が必要です。話題に出ていたとおり、例えば、DV 被害者の話を聞いてもらう機会があると、事の重大性について理解でき、効果があるかと思います。丁寧に研修をしていく印象はあります。

デジタルを活用しながら、本気で個人情報保護を達成するためにはどれだけ投資する必要があるのか、また、スムーズに業務が行える広くて快適な環境であれば改善できると主張する職場には、どのように援助をしていくべきか等の議論をする機会があつたら良いだろうと思います。

(所管課) 月次研修を合同で行っているデジタル統括本部企画調整課では、デジタル技術の導入についても担当しています。その担当の協力を得ることができれば、今後、研修の作成に生かしていくこともできるかと思います。その視点も参考にしたいと思います。積極的に様々な研修を作っていくうと思います。

(大谷委員) 事例を盛り込み、丁寧に研修資料が作られています。個別報告事項資料内の 82 ページ、DV アラートについて、「見逃さないで」との説明があります。これは少し経験を積んだ人に向けてのものだと思います。「何がアラート画面で、それが出たらどう対処すべきなのか、異動者や採用者にも周知してください。」ということで、責任ある立場の人に向けての内容になっているのだと思います。その次に、「アラート画面がでたら、上司の確認を受けないと手続が進められない等の、システム上の工夫も検討してください。」となっています。このようなシステムは、各部署でそれぞれに工夫して構築しなければならないものなのでしょうか。それとも、ある程度は市として準備し、深く考えなくとも一旦そこで止まる仕組みになっているのでしょうか。そこで通知できること、より事故が起きにくいいのではないかと思っています。

(所管課) 「システム上の工夫も検討してください。」と書いてはいますが、機械上のというよりは、「フローでの工夫を」という意味合いで。総務課研修ということで、各局区の総務課の担当職員や、担当係長に行っているものです。システム全体の改修になると市全体を挙げて対応するということになってしまふので、また別な働きかけが必要になってくるかと思います。それが難しい場面においては、「フローで工夫することを検討してください。」としか言えません。特に、このような DV アラートを共有するのは、住基の関係や戸籍、税、福祉関係です。実態としては、それぞれが別々にシステムを構築しており、それが連携しています。現場もそれぞれ違います。そのシステムで一括してアラートを出し、中断させるようなアクションを起こせる状況にはありません。連携する中で、それぞれの部署でキャッチした DV 情報等は、共通の DV アラートで表記することは可能です。今後、統合的なシステム管理が可能であるなら、進めていく必要はあるかと思いました。デジタル統括本部にも提案してみたいと思います。

(大谷委員) このようなフェールセーフ的な機能については、市全体のシステム統括部署で主導して検討してもらいたいです。研修の中では、具体的な画面等を使って気付きを与えた後、それを見たときの印象についてフィードバックを受けると、より効果的かと思います。

(後藤委員) 業務の中での注意喚起の取組については、しっかりとやっているというのが全体の印象です。サイバーセキュリティでは、もちろん防ぐ努力もしますが、防ぎ切れなくて何か起こったときに適切に事故対応ができるかどうかによって、被害規模が広がるか、抑えられるかが決まります。何か起きたときにはどのようなエスカレーションや初期消火をするか、手順をしっかりと学んでおくことを重視しています。個人情報保護やそれを含むインシデントへの対応の仕方で、事故が起きたときに、普通の企業なら役員クラスや広報部門で、緊急記者会見や報道発表をどうするかというところに回っていきます。横浜市では、現場に近いレベルでの訓練はしているでしょうか。デジタル統括本部の役割なのかもしれません、何か情報はありますか。

(所管課) 情報セキュリティのインシデントについては、デジタル統括本部企画調整課で、セキュリティインシデント報告の要領を作成しており、通知も出しています。その中で、実際に発生した場合の対応について、インシデント報告手順も策定しています。基本的にはそのとおりやってもらいます。個人情報の漏えいが確認できたものについては、我々にもまた別途連絡が来ることはあります。一元的にはデジタル統括本部で担当しています。

(鈴木委員) 個人情報の取扱いに関する自主点検表のような表も形骸化して、いつも全部マルを付けて返ってくることがあると思います。有効に活用されていると考えていますか。各職場ごとに、個人情報に関するルールがあると思います。各種手引やマニュアル等が適切に更新されていないことがあります、そのようなところは95ページの点検表でカバーしていますか。

(所管課) 職場ルールの更新についてはそのとおりかと思います。自主点検の中にも入っていません。対応したいと思います。現在、今年度の自主点検のまとめを始めているところです。令和5年度までは外部監査をしていましたが、6年度から自主点検、相互監査にしています。1年は相互監査、もう1年は自主点検とする2年1タームが今年で終わります。今年度、電子申請システムを使ってアンケートも取り始めました。色々な意見をもらっており、活用できるものがないか、我々も考えています。次の2年1タームから、自主点検が形骸化することのないような仕組みを工夫しなければなりません。

(中村会長) 非常に貴重な意見が出ました。委員から出たアドバイスを参考に、引き続き研修してもらえたたらと思います。今回の意見で印象的だったのは、事故が発生した後の波及効果についても研修に取り入れていくのが良いのではないかということです。研修として教えるだけでなく、ロールプレイも含めて、職員が主体的に関与できるような方法を取り入れても良いのではないかということもありました。DV被害者等、実際に個人情報を漏えいされた人がどのような状況に置かれるのかといった視点も取り入れたほうが良いのではないかということも強く印象に残りました。

(中村会長) 他に御質問等なければ、報告資料のとおり進めていただくということでおろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

### 3 報告事項（2）（3）

#### 4 その他（1）（2）

(中村会長) 次に、「3 報告事項（2）、（3）」、「4 その他（1）、（2）」についての報告を行います。事務局から御説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思います。

(中村会長) 別冊3最終ページの記者発表事案は紛失事件です。盗難の可能性もありますか。

(事務局) そのとおりです。内部関係の可能性もあります。

(中村会長) 紛失を把握した教諭は9月30日に、クリアファイルがないことに気づきました。学校長への報告を経て、教職員全員で校内を捜索したのが翌10月1日、2日でした。当日対応できなかつたのですか。

(事務局) この事案については、当日に対応ができない状況であったかどうか、詳細には聞いていません。学校長が不在だったりすると、教員だけで動かないケースも多々あります。もう少し確認したいと思います。

(中村会長) 紛失が判明したときの初動が間違っていると思います。紛失したこと自体をなかなか上司に報告できず、自分で捜して解決しようとする人もいるかもしれません、できるだけ早く報告した上で、全体としての判断を検討したほうが、漏えいの拡大を防げます。この事案に限らず、この視点は重要な思います。

(事務局) セキュリティの話でもありましたが、漏えい事故の初動が非常に大切です。紛失を把握した職員が自らのところに止めてしまうケースは多々ありますが、これは大きな課題です。組織としてすぐ捜せば何とかなったものを、みすみす機会を逸してしまうことにもなりかねません。御指摘には同感しますし、注意すべき点だと考えます。

(中村会長) ほかに御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、了承いたします。

(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 次回の日程は、令和8年1月28日水曜日の午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。接続の確認のため、開始の15分前には、WEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。

(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

#### 【閉会】

#### 資料

#### 特記事項

#### 1 資料

- (1) 第228回横浜市個人情報保護審議会次第
- (2) 第228回横浜市個人情報保護審議会追加資料

#### 2 特記事項

次回は令和8年1月28日（水）午後2時からWEB会議の方法により開催予定

本会議録は令和8年1月28日第229回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。